御嵩町地域クラブ設置要綱

【目 的】

第１条 御嵩町地域クラブは、生徒がスポーツや文化的活動等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するという学校部活動の意義を主体としながら、生徒の選択の幅を広げ個性の伸長を図るものである。

また、ただ単に、勝利だけを目的とするのではなく、誰しもが平等にスポーツや芸術のもつ楽しさを学び、自ら進んで生涯を通じスポーツや芸術に親しむ態度を育むことを目的とする。

【名 称】

第２条 設置するクラブは「御嵩町地域クラブ〇〇〇」と、名前の前に「御嵩町地域クラブ」と付けることで、他の団体との識別を図る。（以下、地域クラブを「クラブ」と省略する。）

【会 員】

第３条 原則町内中学生とその保護者および指導者とする。ただし、地域の特性を考慮して総合的に判断する。

1. 競技の特性やクラブ員の人数によっては、他市町村の中学生や小学生の加入も認める。
2. クラブへの入会はみたけスポーツ・文化俱楽部へ登録することを前提とする。

【組 織】

第４条 クラブには以下の役職を置く。（保護者以外でも可）

◇代表者・・・・クラブを代表する責任者。

◇指導者　　監 督・・・・クラブの活動や試合などの指導を総括する。

　　　　　　コーチ・・・・練習計画や技術指導をおこなう指導者。

◇連絡責任者・・各種連絡、調整を受け持ち、クラブ員への周知を行う。

◇会 計・・・・クラブの会費等の管理を行う。

◇拠点校顧問・・・・活動の中心となる学校施設の校長の命を受けた教員が顧問となり、中体連をはじめとした、学校主催の大会に係る連絡や手続きを行う。また、クラブ内で生徒指導上の問題が発生した際に、クラブ関係者や他の中学校の生徒指導等と連携して問題解決にあたる。

※役職は兼ねることができる。

※親の会（保護者会）の設置については、クラブの規模や体制によって設置するものとする。

【指導者】

第５条 クラブには、JSPO（日本スポーツ協会）等の指導者資格を持った指導者を「代表者」「監督

「コーチ」のいずれかの役職で、少なくとも 1 名は置くものとする。また、岐阜県教育委員会や御嵩町教育委員会が発行する指導者資格でも可とし、クラブ設置に必要な指導者とする。加えて教員免許所有者も指導者として認める。

(2) 指導者は、年に 1 回は岐阜県・岐阜県スポーツ協会・御嵩町教育委員会・みたけスポーツ・文化俱楽部等が実施する指導者研修会等に参加する。

【規 約】

第６条 クラブには、クラブの活動に必要な規約を作成し、運営にあたる。

少なくとも以下の内容は組み込み、全員の賛同を得る。

◇目的（ねらい）

◇組織（名称・会員資格・役員）

◇活動内容（活動場所・時間）

◇活動計画（役員任期・活動場所・活動日時）

◇会費（年間に必要な経費や謝金等を払う場合も含め内容を明確にすること）

◇会議（組織の改選や予算決算の審議・承認の場）

◇その他必要事項

※活動場所は防犯設備のある各中学校の施設（体育館、グランド、特別教室）を基本とする。

※活動場所の予約や使用の割り振りは各学校で行い、1か月分をまとめてB＆Gに報告する。

※会費は家計の負担にならないよう、高額にならないこと。（根拠を明確にすること）

※活動内容は岐阜県教育委員会が策定する「岐阜県中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に即した内容にすること。

【保 険】

第７条 すべてのクラブはスポーツ安全保険に加入する。加入者はクラブ員（児童・生徒）・指導者（活動に関係するすべての指導者）とする。 みたけスポーツ・文化俱楽部入会時に保険に加入する。

【登 録】

第８条 各クラブは、以下の書類を作成し、御嵩町地域クラブ登録を行う。また、大会等に出場を希望するクラブは、各競技協会や競技団体にクラブ登録を行う。

◇御嵩町地域クラブ登録申請書

◇御嵩町地域クラブ登録名簿

◇クラブ規約

◇御嵩町地域クラブ認定に関する誓約書

※内容の不備や会費の金額等によっては、登録が許可できない場合がある。

※代表者等やクラブ員（生徒）の変更があった場合には速やかに変更届を提出する。

※教育委員会は登録申請のあったクラブに対して御嵩町地域クラブ登録認定・不認定通知書を発行して通知する。

※部活動の地域クラブ化が完了する令和８年４月までは、みたけスポーツ・文化俱楽部への団体登録をもって御嵩町地域クラブの団体と認めていく。

【活動場所】

第９条 クラブの活動場所は原則、町内中学校施設（グランド、体育館、特別教室）とする。

（2）施設の利用申請は拠点校となる中学校が毎月申請書を前月２０日までにB＆Gに提出する。

【活動時間】

第10条 クラブの活動時間は平日週１日２時間以内、および土日祝日とする。

（2）土日祝日の活動時間は原則午前３時間、午後３時間のどちらかとする。

（3）大会や練習試合等で活動が１日となる場合は土日祝日に休養日を設ける。

（4）週の活動時間が８時間を超えないようにする。

（5）警報発令時や学校の期末テスト期間などの活動は原則行わない。

【報告】

第11条 クラブは年度終了時にその年度の事業報告及び会計の決算報告を教育委員会に提出すること。

【その他】

第 12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は「御嵩町教育委員会」で定める。

附 則

この要綱は、令和 ７ 年４月１日から施行する